昭和39年度投資事業予定明細

事業名	事業費総額	財源内訳 国庫支出金	県支出金	起債	寄附金	一般財源	摘要
ラビットポンプ購入	560,000		140,000		200,000	220,000	ラビットポンプ2台購入
消化栓用ホース購入	945,000					945,000	
精薄児施設負担金	622,000					622,000	弥彦村に設置
し尿処理場建設費	1,220,000					1,220,000	岩室村外3ケ町村組合立
簡易焼却炉設置費	430,000					430,000	国体に関して岩室に設置
広域簡易水道会計繰出	1,000,000					1,000,000	今後尚 1,000,000円の持出が必要
村道橋梁架替工事費	230,000					230,000	
漁港修築事業負担金	1,300,000					1,300,000	1,700,000円に増額の予定
漁場改良事業費	900,000		750,000		50,000	100,000	
工場誘致費	690,000					690,000	土地買収に対する助成
入場税還元事業	500,000					500,000	大字岩室護岸工事180,000円 街灯推持及看板費等320,000円
駐車場設置費	1,436,000		1,200,000			236,000	国民保養温泉関係
駐車場用地購入費	374,000					374,000	国民保養温泉関係
村道改良工事費	618,000					618,000	
国道和納地区舗装工事	1,200,000				600,000	600,000	継続
県道石瀬地区改良工事	2,330,000				805,000	1,525,000	国体関係（継続）
原栄橋架替工事費	1,800,000		600,000	1,000,000		200,000	和納地区西川に設置しあるもの
村道橋梁修繕費	77,000					77,000	
岩室地内払川工事費	100,000					100,000	
統合中学設計料	2,000,000					2,000,000	
プール附帯工事費	385,700					385,000	
統合中学建築費	15,000,000	4,400,000		5,000,000		5,600,000	第一期工事費（予定より増額になる見込）
海岸道路設置負担金	360,000					360,000	事業費 3,000,000円に対する12%負担（間瀬地区）
農業教育センター負担金	360,000					360,000	
郡内高校負担金	1,200,000					1,200,000	郡内高校整備費負担金
国体関係費	200,000					200,000	国体開催に伴う村内整備費
除雪費	500,000					500,000	除雪を予定しての費用
農業構造改善促進費	300,000					300,000	
岩室農協有線施設助成	200,000					200,000	有線放送施設補助金
合計	36,837,000	4,400,000	2,690,000	6,000,000	1,655,000	22,092,000	

統合中学建築費以下の項目は，現在予想されるもので今後議会の議を経て決定されていくものです。

百万円の貯金や特殊技術の取得は
自衛官ならすぐに出来る!!
―自衛官募集―

希望の本があったらどうぞ
○本の名

春の火災予防運動週間
一日から七日まで
たばこはよく消して
「小さな防火運動」はじまる

県下一斉に四月一日から七日まで、春の火災予防運動週間として、特に「小さな防火運動」の普及を積極的に行なうことになりました。

火災はたばこの吸いがら、マッチの燃えさし、子供の火遊び、取灰（特にモミ焼灰）の不始末、煙突の過熱等、わずかの不注意、不始末から発生している例が多いので、お互一人一人の火に対する注意を喚起致しましょう。

春先は長い冬の生活から脱して、気がゆるんだり、空気の乾燥などから、例年火災発生件数が最高となっています。

お互に注意致しましょう。

○マッチは必ず子供の手の届かない所に置きましょう。

○みだりにたばこの吸いがら、マッチの燃えさしはすてない様に致しましょう。

○「モミ焼」は空気が乾燥した風の強い日は行なわない事。

○育雛用、育豚用の保温設備は常に点検を忘れない様に致しましょう。

尚この週間行事として、本村消防団でも次の計画を実施いたしますので何分の御協力をお願い致します。

㈠週間中毎晩午後七時警鐘を点打して警火心の喚起をはかる。

㈡四月一日水利巡視、防火宣伝のため、村内を消防自動車で巡回。

㈢郡内を消防車で防火宣伝のため巡回。

㈣週間中に各分団で、各家庭のかまど廻りを実施いたします。

戦歿者の叙位及び叙勲について

（昭和三十九年一月七日閣議決定）

この大戦に尊い生命を捧げられました戦歿者は二百余万でありますが、その中で約百万人に対して叙位、叙勲を行なうことになりました。

昭和十七年より始まりましたこの制度が終戦に伴い諸種の事情により昭和二十二年の四月、事務半ばで打切られたのであります。

戦後十九年の長い歳月を経た今日、ようやく再開されたのでありますが、その間この時期の来ることを一日千秋の思いで待っておられた遺族の方々に、また英霊に日本人として双手を挙げて万才を唱え、勲しに対し万雷の拍手を送ると共に冥福を祈りたいと思います。

この業務は昭和三十八年度より五年の間に終ることになっております。

今回、叙位、叙勲に該当される方達の、お名前をお知らせ致します。

部落	戦歿者名	遺族名	附記
間瀬	立島 正男	立島 太吉	現在 北海道
〃	高橋 高志	高橋 タキ	現在 北海道
〃	田中庄太郎	田中 進	現在 北海道
〃	岡本 音七	岡本 タキ	現在 北海道
高橋	小林 政喜	小林 ツマ	現在 北海道
高島	敬栄	高島信太郎	

今年の保育料徴収基準きまる

和納、間瀬、岩室（季節）は600円

昭和39年度保育所の保育料が次の通り決定されました。

1. 月額600円のもの
   - ○間瀬保育所
   - ○和納及び岩室の季節保育所
2. 所得と資産により徴収するもの
   - ○東保育所
   - ○西保育所

昭和39年度保育料徴収基準　（東、西保育所分）

階層区分				3才以上の児童 徴収基準額	3才未満の児童 徴収基準額
A			生活保護法による被保護世帯（単給含む）	0円	0円
B			A階層を除き前年度分村民税非課税世帯	0	0
C	C1	1	均等割のみで固定資産税がないもの	450	700
		2	均等割のみで固定資産税が1,000円以下のもの	500	800
		3	均等割のみで固定資産税が1,000円以上のもの	550	900
	C2	1	所得割が1,500円以下のもので固定資産税が10,000円以下のもの	600	1,000
		2	所得割が1,501円以上3,000円以下で固定資産税が15,000円以下のもの	700	1,100
		3	所得割が3,001円以上5,000円以下で固定資産税が20,000円以下のもの	800	1,200
	C3	1	所得割が5,001円以上8,000円以下で固定資産税が25,000円以下のもの	900	1,300
		2	所得割が8,001円以上10,000円以下で固定資産税が30,000円以下のもの	1,000	1,400
		3	所得割が10,001円以上のもので固定資産税が50,000円以下のもの	1,100	1,500
D		1	所得税が1,000円以下のもので固定資産税が10,000円以下のもの	1,200	1,600
		2	所得税が1,001円以上5,000円以下のもので固定資産税が20,000円以下のもの	1,300	1,700
		3	所得税が5,001円以上10,000円以下のもので固定資産税が30,000円以下のもの	1,400	1,800
		4	所得税が10,000円以上20,000円以下のもので固定資産税が40,000円以下のもの	1,500	1,900
		5	所得税が20,000円以上のもので固定資産税が50,000円以下のもの	1,600	2,000